

コロナの下での自由で開かれた 貿易投資の実現

— 包摂的かつ強靱な枠組みを目指して

グローバル化の進展により、世界経済は着実な成長を続けてきたが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機に直面している。特に、持続的成長をけん引する貿易は13〜32%程度、海外直接投資はフローで40%の減少が見込まれ、世界経済を再び成長軌道に戻すためには早期に貿易投資を立て直すことが不可欠である。このような認識のもと、提言「コロナの下での自由で開かれた貿易投資の実現―包摂的かつ強靱な枠組みを目指して」を取りまとめ公表した。貿易投資の枠組みの立て直しとWTO改革について、以下、主要なポイントを紹介する。

新型コロナウイルス感染拡大と 今後のあるべき方向性

感染拡大の影響を受け、2020年、世界経済は大幅なマイナス成長が予想される。一刻も早い貿易投資の再活性化が必要であり、

その際の方向性として、(1)人、物、資本、サービス等の自由な移動の維持・回復、(2)デジタル化への対応、(3)環境問題解決への貢献、(4)途上国の包摂、(5)多角的かつ自由・透明で開かれた枠組みの堅持、(6)二国間・地域の枠組みによる補完の6点を挙げている。

貿易投資を通じた 世界経済の復興

第1に、コロナ禍で制約されている国際物流機能の維持・回復が急務である。そのためには、重要物資の輸送従事者や経済活動の再開に必要な人の移動を可能とすべきである。感染拡大が長期化する可能性も踏まえ、検査体制の拡充も不可欠である。あわせて通関事務の電子化など、少人数で効率的に対応することで物流の円滑化を進めることが重要である。

また、感染拡大に伴い、多くの国が実施し

副会長
通商政策委員長
トヨタ自動車副会長

早川 茂
はやかわ しげる



副会長
通商政策委員長
住友商事会長

中村 邦晴
なかむら くにはる



ている医療用品等の輸出制限措置については、対象品目・期間等を明示の上、WTOに通報し、可能な限りすみやかに撤廃・終了することでWTO整合性を確保することが必要である。あわせて、関税の引き上げなど、感染拡大防止に伴い保護主義的措置が連鎖的に拡大することを阻止する必要がある。

第2に、海外直接投資は、途上国をはじめコロナ禍で減退した各国経済を再活性化するため、ワクチンなど医療分野での国境を越えた研究開発の促進にも寄与する。WTOでの投資円滑化の議論を活性化するとともに、投資自由化や投資家対国家紛争解決などWTO

※本提言については、https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/064_honbun.pdf 参照

図表 コロナの下での自由で開かれた貿易投資の実現

	多国間の取り組み (含 関心国間)	二国間・地域の取り組み
貿易	<ul style="list-style-type: none"> 国際物流機能の維持・回復 過度な輸出制限の回避、WTO整合性の確保 保護主義的関税の排除 市場歪曲的な補助金に関する規律強化 IT製品の普及 (ITAの更新・加盟国拡大) 	<p>緊急物資の融通体制の構築 (ex. 日豪EPAのエネルギー・鉱物資源分野の協力、CPTPPの輸出制限措置に関する規定)</p>
海外直接投資	<ul style="list-style-type: none"> WTO投資円滑化協定の締結 知的財産権の保護 (強制的技術移転に関するルールづくり等) 	<ul style="list-style-type: none"> 投資関連協定の締結 (自由化、特定措置履行要求禁止、ISDS等) 適切な投資管理 (安全保障上重要な技術の流出防止のための連携)
越境データ流通	<ul style="list-style-type: none"> WTO電子商取引協定の実現 電子的送信に対する関税不賦課の恒久化 	<p>個人情報の保護のための規制協力 (十分性に関する相互承認、PTA締結、移転メカニズムの相互運用性確保)</p>
貿易と環境	<p>環境物品協定 (EGA) 交渉の再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> EPAによる環境物品・サービスの貿易投資の円滑化等 (ex. 日EU・EPA)

WTO改革

- ◆ ルール策定方法の弾力化
- ◆ 途上国に対する特別かつ異なる待遇 (S&D) の見直し
- ◆ 通報ルールの早急な整備、通常委員会による監視機能の強化
- ◆ 紛争解決機能の速やかな回復

でカバーされない部分は、二国間・複数国間での投資関連協定を通じ、質の高いルールを形成すべきである。その一方で、意思を同じくする主要国が足並みを揃えて適切な投資管理を行い、安全保障上重要な技術の流出を防

止することも重要である。わが国については、2020年5月に施行された改正外為法の着実な運用が求められる。

第3に、Society 5.0の重要な柱の1つであり、コロナ禍で重要性が再認識されたデジタル化について、「信頼あるデータ

の自由な流通」(DFFT)を具現化する必要がある。WTO電子商取引協定の早期実現とともに、WTOルールを補完すべく、適切な個人情報保護のための二国間・複数国間での規制協力を推進することが求められる。また、COVID-19感染拡大防止のような公益目的の場合、しっかりとした情報管理を大前提に、本人の同意なく個人データを第三者に提供する国際基準を設定することも必要であろう。

第4に、現在中断されている環境物品協定交渉の再開など、貿易が環境問題に資する枠組みを構築する一方、気候変動に伴うとされる措置が、コロナ禍でみられる保護主義的なたちで適用されないよう留意する必要がある。

WTO改革を通じた多国間枠組みの強靭化

コロナ禍で保護主義や自国第一主義の兆候がみられる今こそ、原点に立ち返り、公正なルールに基づくWTOの多国間枠組みを堅持

することが重要である。しかし現状、164の全WTO加盟国・地域でのコンセンサス形成が困難であるため、関心国間でのルール形成後、漸進的に参加国を増やすなど、柔軟な方法が前述の電子商取引協定のほか、市場歪曲的な産業補助金や強制技術移転の規律強化にあたって有効である。また、感染拡大によって大きな影響を受けた途上国をグローバルな貿易投資の枠組みに包摂するためには、特別かつ異なる待遇(S&D)の見直しが必要である。真の途上国との間で競争上の不公平が生まれまいよう、本来途上国の地位を卒業すべき国は直ちにWTO上の義務を完全に引き受けることが不可欠である。さらに、コロナに関連した輸出制限などの保護主義的措置をめぐる紛争が増加する可能性を念頭に、2019年末より機能停止状態のWTO紛争解決機関の機能回復が必要である。

貿易投資を通じて世界経済を立て直すためには、COVID-19感染拡大に伴い拍車がかかった保護主義、自国第一主義に歯止めをかける枠組みの構築が求められる。同時に、急速に進展するデジタル化への対応や、環境問題の解決に資する枠組みづくりも引き続き重要な課題である。まずは自由、民主主義、法の支配等の価値を共有する諸国との間で共通の利益を見出し、経済発展段階や政治体制の異なる国・地域をも広く包摂していくことが重要である。包摂的かつ強靭な貿易投資枠組みの確立に向け、かかる取り組みを一層強化し、具体的なルール形成に結実させることが求められる。